

平成25年度予算編成方針

平成23年度決算の特徴は、歳入では、市税収入の減少を土地売却収入や主要基金の活用により減収補てんしたこと、歳出では、扶助費や国保特会繰出金等社会保障関連経費の大きく増加し、これを人件費の減少で補ったこと、これらにより実質収支の黒字を確保したことがあげられる。

財政指標は、経常収支比率が99.4%で4.2ポイント、実質公債費比率が7.9%で0.5ポイント、それぞれ悪化した。これは、比率の分子である公債費や人件費は減少してはいるものの、高齢化の進展等により扶助費や繰出金が増大し、それを打ち消していること、比率の分母である経常一般財源や標準財政規模が市税等の減少により毎年縮小していることが大きな要因である。

また、平成24年度普通交付税の算定結果は、平成16年度以降不交付団体であったが、8年ぶりに交付団体に転落した。これは、本市が国から仕送りを受けなければ標準行政が行えない普通の団体になったということであり、独自の事業を実施していくことが財政的に困難な状況にあることを意味している。今後は、これまで実施してきた独自の事業を検証し、本市財政の身の丈に応じた事業に転換していかなければならない。

平成25年度予算編成に当たって、職員は現下の財政状況を十分に認識し、①第4次行財政改革実施計画を着実に実施すること、②既存事業の経費についてすべてを見直し、徹底した経費削減に努めること、③新規、拡充事業については、事業の再構築などにより、代替財源を確保すること、④歳入については、受益者負担の原則を再認識し、適正額の確保に努めること、以上4点を基本方針とする。

私は、市長就任以来「財政健全化」「夢づくり」「人づくり」の三つを市政運営の柱に据え取り組んできた。3期目のスタートになる予算編成であるが、今期もぶれることなく、三つの柱に沿って粛々と市政運営を進めていきたい。

まず、第一の「財政健全化」については、数次にわたる行財政改革を実行することで、財政危機を克服し、なんとか主要基金を60億円程度まで積み上げることができた。加えて、市債残高はピーク時の56%、250億円程度まで減少させることができた。しかし、日本経済は、未だ長いトンネルから出る気配が見えない。未来が不確実、不透明な状況にある。持続可能な福祉・教育を確立していくためにも、ここで、

慢心することなく、さらなる財政の体質・体力強化に取り組んでいきたいと考えている。

第二の「夢づくり」については、「南千里丘まちづくり」が現実のものとなり、近い将来に「吹田操車場跡地まちづくり」、その先には「正雀駅前」「千里丘駅西口」「阪急京都線連続立体交差化事業」等のまちづくりが控えている。財政状況といかに折り合いをつけながらまちづくりを進めていくか、難問ではあるが、答えを導き出していかなければならない。

最後の「人づくり」については、「人間基礎教育」を、まちづくりのテーマとして、摂津市というコミュニティに関わるすべての人に対し「思いやり」「奉仕」「感謝」「あいさつ」「節約・環境」5つの心を育むよう旗を振り続けてきた。市民にも十分浸透し、まちづくりに成果が表れてきたと感じている。人材育成はあらゆる組織にとって、最上位の課題である。職員は「人間基礎教育」をベースに、さらに高度な知識・技量を身に着け、それを継承してほしい。失敗を恐れず勇気をもって行動する職員が報われる人事制度を考えていきたい。

昨年3月に発生した「東日本大震災」は、改めて人の「つながり・絆」の大切さをわが国のみならず世界中に示した。これまで、安全・安心を基軸に本当の弱者を大切にする思いを持ち、予算編成に取り組んできた。私が提唱する「人間基礎教育」に通じる「つながり・絆」を今期4年間の基本理念とし、平成25年度は「安心を実感できるまち」を実現できる事業に重点を置いた予算編成に取り組んでいきたい。

1 基本的事項

- 平成25年度の予算要求は下記により要求すること。
 - ① 既存の事務事業については、事業の「有効性」・「効率性」・「必要性」および「緊急性」の視点から抜本的に見直し、前年度当初予算額以下の要求額とすること。
複数の部課で類似の事業を実施している場合は、関係部課間で十分に意見調整を行い、事業を統合するなどにより効率性の向上を図ること。
 - ② 新規事業等政策経費は事務事業評価シートを政策推進課に提出することとし、財源配分の観点から代替財源の有無を提示すること。
 - ③ 平成25年度は、行財政改革第4次実施計画の4年目である。第4次実施計画の項目について着実に実施する要求とすること。
- 当初予算は、その年度の全ての歳入歳出を計上する「総計予算主義」の原則で編成するものである。したがって法令等の改正を含め、見込み得る全ての歳入歳出について関係機関と十分連絡調整して予算計上すること。したがって、年度途中の増額補正措置は、厳に慎むこと。
- 財政の健全性、効率性に留意するとともに、国・府・市間の経費の負担区分については法令等に準拠して明確化をはかり、超過負担とならないよう財政秩序の確立に努めること。

2 歳入に関する事項

歳入の根幹である市税収入は、平成23年度決算においては、景気悪化等の影響により個人市民税が減収となったことなどにより、184億円となった。平成24年度についても評価替えによる土地価格の下落等、市税を取り巻く環境は依然厳しいものとなっている。したがって、使用料や手数料などの受益者負担を求めるべき性質の事業実施については、費用に見合う料金設定となっているか検証し、積極的に自主財源の確保を図り、適正額を計上すること。また、各種滞納金の徴収に努めること。

- 使用料、手数料については受益者負担・利用者負担の原則に基づき、費用対効果の検討を行い、経済情勢を見極めたうえで、適正な料金となるよう改定を行うこと。また、料金設定の基本方針を明確にすること。

- ・ 国府支出金については、漫然と従来の実績を計上することなく、関係機関と連絡を密にし、最新の情報により確実性のある額を計上すること。また府支出金についても、市町村への権限移譲等の影響を受けることも考えられるので、府ホームページや大阪府原課からの情報収集に努めること。
- ・ 将来の公債費抑制を図るため、財源を市債に求める事業を予算要求する際は、必ず事前に財政課と協議すること。

3 歳出に関する事項

平成25年度の予算要求は、着実に実施する要求とすること。また、その他の事業についても、事業単位で、廃止・統合・再構築も視野に入れた検討を行うこととし、経常的経費については、費目ごとに下記の観点から検討し、歳出予算額の抜本的な見直しを行うこと。

○平成25年度経常経費について

経常経費をできる限り抑制し、財政の健全化に努めなければならない。そのため、平成25年度経常経費においては、各課経常経費ヒアリング結果を要求限度とし、可能な限り削減するものとする。

なお、各費目について下記の方針に則って、予算要求を行うこと。

・ 共通事項

報償費(報酬に準じるもの)、委託料(人件費の要素の強いもの)については、後年度において経費の縮減を図ることが難しいので増額を行わないこと。

賃金、旅費等見積もり単価の設定のあるものについては、予算積算資料による単価とする。

各イベント開催に要する経費については、事業の効率化を図るとともに、事業効果を再度精査した上で、経費節減に努めること。

・ 賃金

過去の実績にとらわれず雇用の必要性について再検討し、繁忙期に限定するなど雇用人数の削減、雇用期間の縮減を図る。

- ・ **報償費**

経常経費ヒアリング結果を限度とする。

記念品・啓発物品は、事業目的を明確にしたうえで、配布物品の見直しおよび配布個数の見直しを行うこと。

各種講座については、講座開催目的を明確にするとともに、講師謝礼については、金額を再検討し適正な単価設定を検討すること。

- ・ **旅費**

人事課所管予算を除き、原則として市が実施または関与する研修や視察は日帰りとする。

定例的な総会や大会で宿泊を要するものは、本市が役員や他市の代表となっていない場合、出席を自粛する。出席する場合でも、大会出席の意義について再度検討すること。

また出席人数についても最低人数で参加し、持ち帰った情報や知識の共有を図ること。

- ・ **食糧費**

会議賄いは原則廃止する。特に市職員の飲料費等は慎むこと。

- ・ **消耗品費**

経常経費ヒアリング結果を限度とする。

特に事務用消耗品については、再利用推進により経費節減に努めるなど内容を精査した上で、要求すること。

- ・ **印刷製本費**

経常経費ヒアリング結果を限度とする。

白書、年鑑などの各種刊行物は、ホームページ上での掲載を基本とし、印刷については保存用のみとする。

ポスター、チラシは庁内印刷、外部発注を問わず精査すること。また、外部発注は計画的に行うこと。外部発注を予定しているものは、取りまとめて入札を行うので、発注時期を積算根拠に明示すること。

- ・ **修繕料**

必要最小限にとどめ増加を抑制すること。

- ・ **委託料**

経常経費ヒアリング結果を限度とする。

原則として入札により契約すること。また、長期継続契約以外の委託については、委託の仕様の見直しや契約単価の引き下げにより契約金額の削減を図ること。

- **扶助費**

決算見込額、対象者人口等を精査し必要額を計上すること。この場合年度末において不用額が多額にならないよう精査すること。

また、市単独の扶助費については、事業効果及び以下の内容を十分検討したうえで、予算要求を行うこと。

- 国府制度の拡充事業は対象者、事業内容及び所得基準を国府同等にすること。

- 市単独施策事業は、対象者及び内容を再考し、所得基準を見直すこと。

- **備品購入費**

原則として既存の備品の老朽化による買い替えのみとし、当初要求以外の備品購入は認めないものとする

- **負担金**

各種団体に対する負担金については、行政目的達成のための必要性、負担金額の妥当性を再検討し、必要性・妥当性を欠くものは予算計上を見送る。

- **補助金**

団体補助については、事業効果の明確化の観点及び、補助金の使途の明確化の観点から、適正な補助金額を精査すること。

そのために補助金の使途を担当課において確実に把握できる状態にすること。

- **報酬、時間外勤務手当、賃金について**

人事課査定とする。

- **OA機器の新規及び更新について**

情報政策課のヒアリングを受けること。

なお、機器の更新は5年間のリース終了後2年間使用した後に要求する。

- **建築工事（大規模改修、修繕含む）について**

建築課の書類審査を受けること（現地視察を行う場合もあり）。

関係書類を建築課まで提出すること。

（要求書、政策経費要求一覧表、見積書、修繕履歴）

4 特別会計に関する事項

特別会計の運営は「会計独立の原則」に立ち、その健全性を保持しつつ事業目的を達成するための合理的管理が必要である。その主体性を失うことなく、いたずらに一般会計からの繰入金に依存することのないよう認識を新たにし、積極的に歳入の確保を図り、健全経営に努めること。